

奈良県公報

目次

ページ

〈告 示〉

○土地改良区の役員が就任届

一

○土地改良事業計画の適否決定

二

○右 同

告 示

奈良県告示第二百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、正田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年七月二十日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	瀬川 佳昭	北葛城郡新庄町疋田六二四一二
〃	村田 眞文	〃 四〇八一二
〃	宮崎 孝治	〃 五二七一四
〃	西川 正哲	〃 五五
〃	吉田 末信	〃 三九七
〃	清村 好伸	〃 三九〇
〃	赤井 喜三男	〃 五一五
〃	赤井 佐太郎	〃 九六一四六
監事	西川 康雄	〃 二〇一二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

〃	田中 英毅	〃 一一二一一
理事	山本 勝美	北葛城郡新庄町疋田四〇七一二
〃	木村 瀧昭	〃 一一六
〃	杉本 隆規	〃 二〇〇一一
〃	西川 恭二	〃 五一七
〃	西川 佳嗣	〃 五二三、五二四
〃	宮崎 良孝	〃 五〇四
〃	西川 敏美	〃 一八
〃	福井 康昌	〃 四二四
〃	山本 植征	〃 四八八
監事	宮崎 孝治	〃 五二七一四

奈良県告示第二百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、木戸土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年七月二十日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	森岡 由治	北葛城郡当麻町大字木戸一八一
〃	東野 聖隆	〃 二四五
〃	澤田 克巳	〃 二四〇
〃	木村 廣義	〃 一三〇
〃	熨斗 祥皓	〃 一〇六
監事	弓田 重信	〃 一七三一二
〃	熨斗 清皓	〃 一七〇一一
〃	熨斗 博一	〃 一八二
二 就任役員の役名、氏名及び住所		
理事	森岡 由治	北葛城郡当麻町大字木戸一八一

〃	東野 聖隆	〃	二四五
〃	澤田 克巳	〃	二四〇
〃	木村 廣義	〃	二三〇
〃	熨斗 祥皓	〃	二〇六
〃	熨斗 清皓	〃	一七〇一
〃	高井 常吉	〃	二一〇一三
〃	熨斗 博一	〃	一八二

奈良県告示第二百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年七月十二日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年七月二十日

奈良県知事 柿本善也

協議者 斑鳩町長 小城 利重	事業計画 水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 高安地区	縦覧期間及び場所 平成十六年七月二十一日から同年 八月九日まで 斑鳩町役場
----------------------	--	--

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。